

少額案件
について

請書などの提出を

不要とします



下記に該当する発注について、これまで提出いただいていた
請書などの書類が不要になります。

記

適用開始日：令和5年10月1日発注分から

適用条件：以下のとおり

- ① 5万円未満（税込）の契約であること
- ② 消耗品の購入，修繕，軽易な役務など（委託契約は対象外
です）

※①②いずれも全て満たす発注が対象となります。

不要となる書類：請書，押印された見積書

※請求書は従前どおり提出（電子メールによる提出も可）が必要です。



御対応のほどよろしくお願いたします

問合せ 調布市総務部契約課 電話:042-481-7167

FAX:042-481-7136

Mail:keiyaku@city.chofu.lg.jp

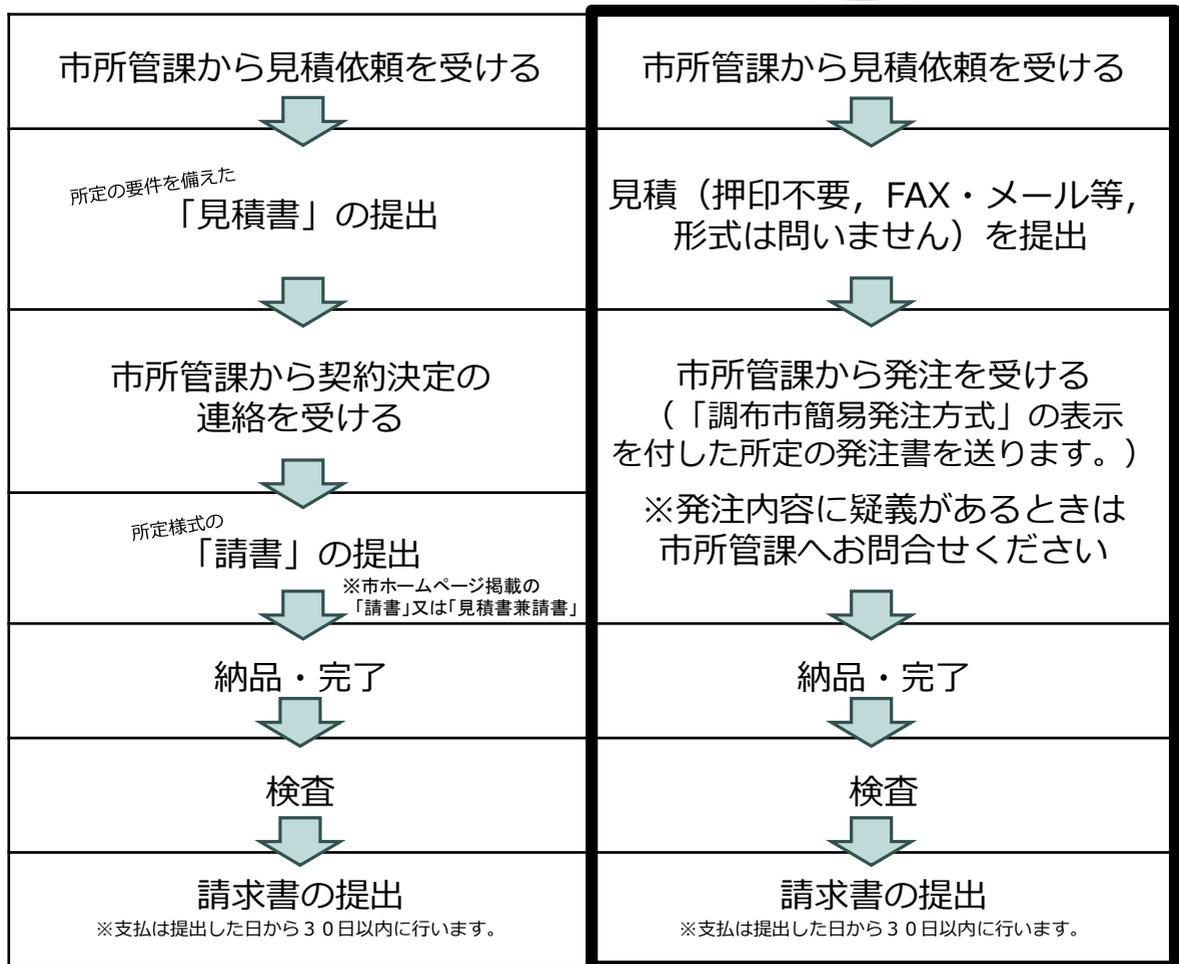
～手続きの流れ～

1 ページでは請書等の省略について説明しました。
このページでは請書等を省略することで
手続きがどのように変わるのか説明いたします！



通常の流れ

請書等を省略する 場合の流れ



ご不明な点やご質問等がある場合は、
※**調布市総務部契約課**までご連絡ください

※042-481-7167